

ケース検討(仙台)資料

配偶者暴力に関する保護命令に対する即時抗告事件(原

審)

決定

原告人(保護命令相手方)

相手方(保護命令申立人)

同代人弁護士

相手方の申立てに係る配偶者暴力に関する保護命令申立事件について、原告が平成24年2月3日にした保護命令に対し、被告から適法な即時抗告があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主文

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方の保護命令の申立てを却下する。
- 3 保護命令の申立費用及び抗告費用は、相手方の負担とする。

事案及び理由

第1 抗告の趣旨及び理由

原告人は、主文と同旨の裁判を求めたが、その理由は、別紙1「即時抗告申立書」の写しに記載のとおりであり、これに対する相手方の意見は、別紙2「意見書」の写しに記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

- 1 本件は、相手方が、夫である被告を相手方として、平成24年1月23日、
妻方裁判所 支部に、相手方は、婚姻後被告から身体に対する暴力及び生命に対する脅迫を受けていたところ、今後、被告から受ける更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大
きいとして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下

「法」という。)10条に基づく接近禁止命令を含む保護命令の申立て(以下「本件保護命令申立て」という。)をしたところ、同支部が、平成24年2月3日、別紙3のとおり
の保護命令を発令したため、被告がこれを不服として即時抗告をしたという事案である。

2 当裁判所は、本件保護命令申立ては、理由がないからこれを却下すべきものであると判断する。その理由は次のとおりである。

(1) 本件記録(原審記録を含む。)によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告人と相手方は、

平成21年1月1日に婚姻した夫婦であり、2人の間には長男(生)及び次男(生)の2人の子が
ある。

イ 原告人と相手方は、平成20年6月ごろから のアパートで同居生活を始めたが、平成22年5月ごろ、相手方は、未婚間のトラブルから原告人に対する不信感を抱き、子らを連れて当時住んでいた同県内のアパート(以下「旧自宅アパート」という。)を出て、 戸内の相手方の
実家に戻った。同年6月ごろ、原告人が に来て、相
争方と話し合いを求めてきたため、相手方は、同月12日、これに応じて長
男と3人で外出したところ、原告人にホテルに連れ込まれて性的暴行を受
けた。その後しばらくの間、相手方は長男とともにその実家にとどまっ
ていたが、同年8月ごろ、相手方は、原告人を許す気持ちになり、長男と
ともに 旧自宅アパートに戻り、再び原告人と同居生活を始めた。

ウ 平成23年11月7日、相手方と子らは、次男の健康診断のため、
の相手方の実家に戻ってきた。相手方は、子らとともに相手方の実家
で過ごすうち、原告人に対する不信感が再燃してきたことから、しばらく
の間原告人と別居することを決意し、同月下旬ごろ、その旨を原告人に告
げた。その後、現在まで、相手方と原告人は別居状態にある。

い上、その後も原告人が引き継いで同様な暴力に及んだ様子もうかがわれ、
いことから、夫婦喧嘩の一端として、通常の夫婦関係においても発生し勝ら
な物にあたって鬱憤を晴らすという行為が行われたにすぎないものとみるの
が相当である。

また、相手方甲述の暴行等④⑤は、いずれも相手方が原告人と同居するこ
とを宣言した後の出来事であるが、同④は、原告人の求めに応じて相手方が
一人で原告人のジャンパーを手渡しに赴いた際に、原告人から発せられたと
いう発言であって、その発言自体、暴力によって相手方の生命又は身体に重
大な危害を与えることを予告するものとしか解し得ないものではない上、そ
の9日後の平成23年12月21日には、原告人の上記発言に恐怖を覚えた
はずの相手方自身が、原告人に旧自宅アパートの鍵をポストに入れておくよ
う依頼する旨の電話をした上で原告人の居住していた回アパートを訪れ、ま
た、一人で原告人の勤務先会社に赴くなど、相手方甲述の暴行等④を原因と
して極度の緊張関係にあったという相手方の主張とは矛盾する緊迫感に欠け
た実態があったことがうかがわれる。同⑤の見張りやつけ回しの態様も、抗
告人による将来の相手方に対する暴力を予測させる事実としては些か具休性
に欠けるものといわざるを得ない。

したがって、相手方甲述の暴行等④⑤の事実から、保護命令発令の要件
である、被害者（相手方）が更なる配偶者（原告人）からの暴力によりその
生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいという事実を推認するこ
とはやはり困難といわざるを得ない。

(5) 相手方は、原告人は相手方と同居生活中に、相手方の意に反する数々の性
的暴行を繰り返してきたと主張するが、仮にそれが事実であったとしても、
これにより相手方が精神的苦痛を被ったことが離婚慰謝料の判断事由となり
得ることは別論として、上記(3)(4)の事実関係に照らすと、相手方の原告人に
対する対応に緊迫感に欠けた実態があったことは否定し難いから、上記性的

暴行により、相手方自身が原告人から更に暴力を受けて生命又は身体に重大
な危害を受けるおそれがあることを自覚していたと認めるところは困難とい
べきである。

(6) 上記(1)ないし(5)の認定判断に照らすと、原告人が相手方に対し更に暴力を
振るって、相手方がその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい
という事実は認められない。

3 よって、相手方の本件保護命令申立ては、理由がなく、これを却下すべきで
あるから、これを認容した原決定を取り消すこととし、手続費用の負担につい
ては21条、民事訴訟法67条、61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成24年3月30日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長 裁判官

佐藤

協

一

裁判官

朝

見

之

裁判官

小

川

直

人

保護命令に対する即時抗告申立事件

(基本事件

意見書

- 1 本件抗告は、理由がないものと思料する。
- 2 被抗告人は、平成23年10月下旬ころの午前零時過ぎころ、2人が当時住んでいた茨城県内のアパートにおいて、ベッドで寝ていた被抗告人のパジャマを乱暴に脱がせようとし、被抗告人はこれに抵抗したところ、抗告人から腰付近を何度も蹴られ、ベッドから落とされ、抗告人のことが怖かったので蹴り落とされた状態のまま寝たふりをした旨供述している。しかるに、被抗告人の上記供述は、具体的かつ実感を伴ったものであり、被抗告人が警察署の相談等で述べていた内容とも一致しているほか、この点につき抗告人は、自分の認識では被抗告人の腰のあたりを両足で押すような感じであり、ベッドから落ちた被抗告人に対し、「下で寝たら」とは言っていたが、夫婦のじゃれ合いの延長であり、冗談でしたことである旨述べているところ、たとえ冗談であってもそのような行為をする必然性に乏しいことなどを考慮すると抗告人の上記供述は信用し難く、以上の点から、被抗告人の上記供述は信用できる。

また、被抗告人は、抗告人は、平成23年1月ころ、石油ファンヒーターの操作パネルの下部分を殴って叩ませたところ、被抗告人はその間近にいたので、それを見て自分も殴られるのではないかと思ひ、とても怖かった旨供述し、石油ファンヒーターの写真を資料として提出している。これに対し、抗告人は、被抗告人から抗告人の両親の愚痴を言われ、抗告人が大事にしてきたCDを5、6枚割られるなどしたため、頭に来てやってしまったこととあり、抗告人が怒るのもやむを得ない状況であった旨供述しているが、被抗告人にCDを5、6枚割られたことなどを裏付ける客観的資料はないほか、

いかなる経緯があつたにせよ、そのような粗暴な振る舞いをすれば、被抗告人がその身体等に対し脅威を感じるのには明らかである。

さらに、被抗告人は、抗告人は強圧的な性交渉を頻繁に求めてきており、被抗告人に馬乗りになつて被抗告人の両手を頭上で押さえて性交渉をしたり、ガムテープ等で口をふさいだり、手錠を使って両手を拘束したりしながら性交渉をしたなどと供述している。抗告人は、これらの事実を否認し、又は被抗告人の同意を得てしたことである旨供述しているが、被抗告人の性関係に関する供述内容は一貫している上、詳細かつ切実な思いが込められたものであること、被抗告人は強い精神的衝撃を受けていることなどを考慮すると、信用できると解される。そして、上記行為は通常の性交渉の範疇を逸脱しており、単なる性的暴力とは解されず、身体に対する暴力と評価すべきである。

その上で、抗告人は、自己の言動を必ずしも客観的に把握できていないのであるから、今後も被抗告人に対し更に暴力を振るうおそれがあり、これによって被抗告人がその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあると認められる。また、抗告人の言い分は、被抗告人の言い分と真つ向から対立していること、抗告人は、のアパートを既に引き上げ、現在はこ居住し、で仕事に就いていること、

抗告人は、長男を被抗告人にとられた気持ちでいる旨述べていること、抗告人は、被抗告人と何度も電話連絡していることなどを考慮すれば、当裁判所が、抗告人に対し、被抗告人への接近禁止、長男らへの接近禁止及び被抗告人への電話等の禁止を命じたのは相当である。

平成24年2月9日

支部

裁判官

しながら、本件抗告理由が特別抗告の理由に当たるといふことができなことは、上記のとおりである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成24年6月15日

最高裁判所第二小法廷

決 定

抗 告 人

同代理人弁護士

相 手 方

裁判長裁判官 竹 内 行 夫

裁判官 須 藤 正 彦

裁判官 千 葉 勝 美

裁判官 小 貫 芳 信

仙台高等裁判所平成24年 配偶者暴力に関する保護命令に対する
抗告について、同裁判所が平成24年3月30日にした決定に対し、抗告人から特別抗告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

民事事件について特別抗告をすることが許されるのは、民法336条1項所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。

なお、相手方からの更なる身体に対する暴力により、抗告人がその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいといふことはできないとした原審の判断は、抗告人本人を直接審尋しないままされたものであるところ、更に審理を尽くしていれば、原決定とは異なる結論となった可能性が十分考えられるところである。しか

ケース検討(奈良)資料

平成24年9月5日宣告 裁判所書記官 [REDACTED]

平成23年(ワ)第322号 傷害被告事件

判決

被告人

氏名

年齢

本籍

住居

職業 医師

検察官 立川 英樹

弁護人(私選) 服部達夫(主任), 矢野阿津沙

主

被告人を懲役1年4か月に処する。

この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

(犯罪事実)

被告人は、

第1 平成19年2月26日午前7時30分ころ、[REDACTED]の当時の被告人方において、妻である[REDACTED] (当時[REDACTED]歳)に対し、その顔面を手で殴打し、その両腕をつかんでその身体を扉に敷回叩きつけ、さらに、その背後から同女の頸部に腕を回して絞め付け、同所に敷

かれた布団上に同女を押し倒して馬乗りになった上、その顔面を手で殴打するなどの暴行を加え、よって、同女に加療約1か月間を要する頸椎捻挫、腰椎捻挫、左第3肋骨骨折の傷害を負わせ

第2 平成20年10月11日午後11時ころ、前記場所において、前記[REDACTED] (当時[REDACTED]歳)に対し、同女の背後からその頭髪をわしづかみにして、同所に敷かれた布団上に同女を引き倒し、その背面に馬乗りになった上、その頸部に腕を回して絞め付けるなどの暴行を加え、よって、同女に加療約1か月間を要する頸椎捻挫、後頭部打撲、左肩鎖関節亜脱臼の傷害を負わせ

たものである。

(証拠) 一 括弧内の数字は、検察官請求番号を示す。

判示事実全部について

証人 [REDACTED] の公判供述

証人 [REDACTED] に対する当裁判所の尋問調書

実況見分調書 (甲5, 不同意部分を除く)

判示第1の事実について

診断書 (甲6), 診療録 (捜査関係事項照会回答書〔甲7〕中のもの)

捜査報告書 (甲29, 不同意部分を除く)

日記帳1冊 (甲14, 平成24年押第4号の6)

判示第2の事実について

被告人の警察官調書 (乙4)

捜査報告書3通 (甲30, 31, いずれも不同意部分を除く, 甲25)

診断書 (甲9)

日記帳1冊(甲15,平成24年押第4号の7)

(事実認定の補足説明)

弁護人は、①判示第1の事実について、被告人は[](以下、「[]」という)に対し、暴行為など一切行っていない、②判示第2の事実について、被告人は、被告人の書斎を物色するなどの行動に出た[]を制止し、退去させるため[]を押し倒して羽交い締めにしたような感じになったが、判示のような暴行行為はしておらず、また、暴行、傷害の故意はなかった旨主張し、被告人も当公判廷においてそれに沿う供述をしている。

しかしながら、証人[]は、当公判廷において、判示各事実に沿う供述(以下、「[]証言」という)をしているところ、その供述は、判示第1の事実の関係では、翌日に[]が受診した際の診断書(甲6)、当時の[]の写真(甲29の捜査報告書中のもの)、[]作成の日記(甲14、日記には日々の出来事、被告人に対する好意、夫婦間の私的な事項等についても記載がある)の内容と符合しており、判示第2の事実の関係では、翌日に[]が受診した際の診断書(甲9)、当時の[]の写真(甲30、31の各捜査報告書中のもの)、証人[]医師に対する当裁判所の尋問調書(以下、「[]証言」という)、翌日の被告人の発言(甲25)、[]作成の日記(甲15)の内容と符合し、被告人も捜査段階において暴行の事実を認めていた(乙4)ものであって、その信用性は高いというべきである。

①について、弁護人は、レントゲンフィルムの画像からは骨折線が認められないから骨折は生じていない、と主張する。しかし、[]証言は、レントゲンフィルムの画像からは骨折線が認められない場合でも、診察をした医師が患者への問診等を総合判断して骨折と診断することはできる旨を証言している、専門家の判断として

不合理な点はうかがえない。また、弁護人が指摘する[]の被害後の行動についても受傷の程度がさほど重大なものでなかったことをうかがわせるものではあるが、被害の事実疑いを容れるものではない。

②については、[]証言は、診察時、[]の顔全体、特にほほの部分がうっ血して赤黒くなっており、その程度は重く、[]は主人から羽交い締めにされて首を絞められたと言っており、首を絞められたことによりうっ血したものと考えたというのであって、被害の事実疑いを容れるものではない。

(法令の適用)

罰 条 いずれも刑法204条

刑 種 の 選 択 いずれも懲役刑

併 合 罪 加 重 刑法45条前段、47条本文、10条(犯情の重い判示第2の罪の刑に法定の加重)

刑 の 執 行 猶 予 刑法25条1項

訴 訟 費 用 の 負 担 刑訴法181条1項本文

(量刑の理由)

本件は、医師である被告人が、平成18年2月に婚姻した妻に対して判示の暴行を加えて傷害を負わせたという2件の傷害の事案である。

犯行の動機は、家庭生活における被害者である妻の言動に立腹したという身勝手な短絡的なものであり、各傷害の結果も軽くない。

特に、判示第2の犯行後、被告人夫婦は別居するに至っており、かなりの暴行であった。にもかかわらず被告人は上記のとおり事実を否認し、被害者に対して慰藉の措置を講じておらず、被害感情が激しいのも当然である。

他方、婚姻前後から、両者は夫婦げんかを繰り返しながらも、平成20年10月2日まで同居を継続していたこと、被害者においても、被告人から暴力をふるわれた際には、反論や被告人を平手打ちしたり、物を破壊するなどの反撃に出て、被告人も受傷していたこと（弁10、12、13）、判示第2の被害直後に被害者が被告人に送信したメールの内容（「気を付けね。無茶な運転はしたらあかんよ。約束してくださいね。」、弁15）などを総合すると、暴行、傷害の程度は極めて重大なものとはいええず、その経緯を含めて被告人に一方的に責任を負わせることはできないというべきである。また、被告人にはこれまで前科はなく、医師として社会的な貢献をしてきたことなどの、被告人のために有利な事情がある。

そこで以上を総合して主文のとおり量刑した。

よって主文のとおり判決する。

（求刑・懲役2年6か月）

平成24年9月14日

奈良地方裁判所葛城支部

裁判官 松尾昭彦

これは謄本である
平成24年9月19日
奈良地方裁判所葛城支部
裁判所書記官 荒木香奈

石巻市清水町における殺人等事件の相談対応に関する検証結果

237

平成22年2月10日、石巻警察署管内で少年被疑者(以下「被疑者」という。)による殺人等事件が発生した。本件は、被疑者からドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)の被害を受けた少女(以下「被害者」という。)や家族から相談がなされ、所要の対応を行ってきた中で発生したものであり、結果的に3名が死傷する事案に発展したことにかんがみ、警察としての一連の相談対応に関し検証を行ったものである。

なお、本件は、事案の真相究明に向けた捜査が継続中であり、「事件の発生を未然に防げたのではないか」とする検証は、被疑者の性格形成や犯行決意までの過程等とも密接に関係することから、今後、必要に応じて公判を見据えた捜査を継続する中で詳細に行うこととしている。

第1 事案の経過等

本事案については、平成21年2月5日から事件発生前日の本年2月9日までの間、被害者と内縁の夫であった被疑者との間のDV事案に関して12回にわたり被害者や家族から相談がなされた。内訳は、被害者や母親・姉の石巻警察署への来署によるもの6回及び電話によるもの3回並びに110番通報3回であり、これらの内容は

- 態度が気に入らないなどの理由から殴る蹴るの暴行を受けた
- 自宅に押し掛けて来ないように警告して欲しい
- 二人(被害者と被疑者)がよりを戻して仲直りした

などというものであった。

これに対し、石巻警察署では、署長指揮の下に副署長や刑事官等の幹部も加え、生活安全課を窓口として、生活安全課長、生活安全相談担当係長、少年担当係長及び同主任で対応してきた。同署では、被害者や家族から相談があった都度、詳細に事情を聴取し、昨年2月には被害者を宮城県女性相談センターに避難させたほか、昨年2月と本年1月には被疑者に口頭警告等を行ったが、暴行等被害への被害届出を強く促すも被害届の提出には至らなかった。

また、事件発生前夜に被疑者が押し掛けている旨の110番通報があり、警察官が被害者宅に臨場した際に被疑者は立ち去っていたが、被害者からの聴取によって2月5日の傷害事実が判明し、説得の上、翌日である事件発生日に被害届や診断書を受理する予定となっていた。

第2 検証結果

1 相談対応への体制等

(1) 体制

石巻警察署では、前記のとおり署長指揮の下に必要な幹部を加え、生活安全課長以下生活安全相談担当係長が警察安全相談を、少年担当係長と同主任が少年事件の捜査及び少年相談を担当し、相互に連携を取りながら対応していた。

しかしながら、全県下のストーカー・DV事案の相談件数は、昨年において、平成16年と比較してストーカー事案が257件から481件へ、同じくDV事案が345件から843件へと増えている現状にあり、内容も複雑化して担当職員の業務負担が増加の一途をたどっている。こうした状況の下、今後、職員個々の更なる対応能力の向上とともに、挙署一体となった取組みが必要であるが、この種相談対応は長時間かつ大半が複数回に及び、今後も増加すると予想されることから、警察安全相談員等の増員の検討が必要であると考えられる。

(2) 対応要領等の指導

生活安全相談に関しては、平成12年に警察刷新会議で示された「住民からの相談に対する的確な対応」が警察の本来行うべき基本的業務であるとの認識の下に、現場での確な対応がなされるよう職員への指導・教養を徹底してきた。更に平成15年の「緊急治安対策プログラム」や平成18年の「治安再生に向けた7つの重点」で示された内容に基づき、職員に対し実践的な教養を行うとともに、警察本部でストーカー・DV事案の具体的な対応要領をマニュアルとして取りまとめ、全警察署に配付した。

また、石巻警察署では、教養資料を作成して全署員に配付するなど、具体的な相談対応要領の教養が行われていた。特に本件相談の中心となった生活安全相談担当係長は、被害者や家族からの相談に対し、申し立て内容を詳細に聴取して被害者保護のための措置を具体的に説明するなど、細やかな対応を行っていた。

しかしながら、今回のような事案を未然に防止するためには、マニュアルを生かした対応を基本としつつ、相談者保護の万全を期すため、通常採るべき措置から更に一步踏み込み、いかなる措置を採るべきかの検討が必要であると認められる。加えて今後は、警察署の担当者はもとより、全職員の相談対応能力の向上を図り、適正かつ適切な措置が採られるよう教養を継続していく必要がある。

る。

2 相談内容の判断

(1) 事案の内容の検討

本件相談の中心は内縁関係の少年同士のDV事案であり、石巻警察署では、平成21年2月5日の初回相談から、両当事者が少年であるとの理由等で生活安全相談係と少年係とが一体となり、密接な連携の下での対応がなされていた。本事案は、結果的に被害者の姉と友人が殺害される事態となったが、各段階では、被害者や家族の申し立てにそって、同人らから求められていることに対し必要な対応がなされていた。

しかしながら、ストーカー・DV事案の相談では、通常、相談者が被害対象者又は保護対象者となるが、相談者に限らず、相談者の子や友人、知人、親等の関係者も、将来的に凶悪犯罪の被害を受け得る可能性を視野に入れ、保護対象がどの範囲に及ぶのかも精ちに検討し、被害予防対策を講じていく必要がある。

また、この種事案は、状況が急展開して重大事件に至ることが少なくないことから、署長等の幹部はもとより、現場で対応する職員に至るまでこの点を十分に認識する必要があり、対応が後手に回らないようにすることが不可欠である。

(2) 組織的な判断

本件相談は、受理の段階から、随時、関係幹部及び警察署長に報告され、幹部の指示も適切に行われ記録化されていた。

しかしながら、本件のような事案を未然に防止するためには、上級幹部の判断がよりの確に行われる必要があるほか、危険性や切迫性をより高度な観点で判断した予防対策の指示が重要であると認められる。

(3) 応急的措置の検討

本件相談の初期対応では、応急的措置として被害者の意向にそった宮城県女性相談センターへの避難がなされていた。

しかしながら、結果的に重大な事態に発展したことにかんがみ、各段階において、もう一步踏み込んだ対応や措置を採ることで最悪の事態を回避できた可能性も否定できず、この点は更に詳細な検証を要すると考えられる。具体的には、

- 初期段階の避難措置時における「被害者退所後の対応」の検討
- 保護命令制度適用の勧奨と更に踏み込んだ指導
- 事件発生前夜の押し掛け時から犯行直前までの間における被害者の避難措置及び被疑者に対する犯行抑止のための具体的措置の実施

のほか、

- 親族等からの被害届の受理による積極的な事件化

が重要な意味を持ち、これに関しては後段の3(3)の「事件化対策」で記述する。

また、ストーカー・DV事案の相談者やその親族等は、状況が急展開して重大事件に発展し悲惨な結果に至ることを十分に認識できない状況も見られることから、自分を守る意識のほか、即時避難の重要性を理解してもらう措置も必要であると考えられる。さらに、加害者に対しては、検挙や指導・警告を行うことはもちろんのこと、その言い分にも耳を傾けて加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る対応も行う必要がある。

3 具体的措置の実施

(1) 避難措置

石巻警察署では、平成21年2月5日の初回相談時から、被疑者の性格、素行、両者の関係等を勘案して事件化の必要があると判断し、被害届の提出を勧奨したほか、事件化に向けた写真撮影を行うと同時に、暴力が繰り返されることを見越し宮城県女性相談センター等での避難を説明し、被害者の意向にそった避難措置を採っている。

同措置は、被害者を保護し、被疑者との物理的な接触を避けるため有用であり、関係機関との連携も円滑であった。また、こうした措置は、相談者を確実に保護できることから、今後とも関係機関と緊密に連携し、積極的に採るべきものと考えられる。

(2) 保護措置

石巻警察署では前記避難措置のほか、相談の都度、必要に応じて被害者の申し出を詳細に聴取の上、

- ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)の説明と適用時

の具体的な措置

- 被疑者と被害者同席の上での被疑者に対する警告
- 被疑者の来訪時の110番通報要領の指導助言や受理時の即時臨場
- 友人、知人宅への避難措置の必要性の説明と指導

等を具体的に実施していた。

保護措置に関しては、行政機関、特に宮城県女性相談センターや保健福祉事務所等との密接な連携が不可欠であり、今後とも情報を共有し連携を強化していく必要がある。

(3) 事件化対策

今回の事案に関しては、「被害届の提出が行われなくても事件化すべきではなかったか」とする指摘がなされている。

DV事案の当事者は、婚姻、元婚姻、内縁、交際等の関係にある場合がほとんどであり、加害者からの暴行等は、現行犯や緊急逮捕の要件を備えている場合を除き、事実を詳細に把握の上、できる限り当事者の意向にそった対策が必要となる。そして、本事案では、初回相談の段階から、被害の程度、被疑者のこれまでの暴行状況等を総合的に勘案し、事件化が最も有効であるとの判断の下、被害状況の疎明資料を収集して繰り返し被害届の提出を勧奨してきた中で、最終的に被害届提出の意思を明確にしたのが事件発生前日であった。

しかしながら、DV被害対象者が未成年者で、被害届の提出をちゅうちょする場合は、当事者に代り、客観的状況の判断が可能な保護者、親族、後見人等を介してこれの提出を求める、あるいは親権者の立場で、告訴や告発も可能である旨の説明も必要であると考えられる。また、今後は、地方検察庁等とも協議した上で、一定の要件を満たすDV事案は、被害届なしで強制捜査に移行する方途の検討も必要であると考えられる。

4 判断と報告

(1) 緊急性・切迫性の判断に応じた報告

本事案に関する報告は、初回相談時から各段階ごとに緊急性や切迫性の検討が行われ、検討結果を踏まえて必要とされる措置が採られていた。

しかしながら、本件のようなケースでは、相談者保護の万全を図るため、より高度かつ精確な危険性予知の判断が求められるところであり、加害者の性格、素行、粗暴性等は、表面的要素に止まることなく、可能な限り心理作用や深層心理の面まで洞察を行い、突発的、発作的に凶行に及ぶ可能性の有無を慎重かつ精確に分析した上で、具体的な措置の要否の判断が必要であると考えられる。即ち加害者がわずかな間隙を突いて凶行に及ぶことが一定程度予測される場合は、被害を未然に防止するため、相談者と加害者との物理的な接触を事実上不可能とする措置が必要であり、加害者の隔離と相談者への警戒等も検討する必要がある。

(2) 事後経過の報告

各段階の相談対応後の報告は、関係幹部を経て警察署長、更には適宜本部主管課まで行われており、また、各幹部からの指示も適宜なされ記録化されていた。

しかしながら、この種事案は、できる限り早い段階で専門的なノウハウを有する本部主管課へ確実かつ継続的に報告させることはもちろんのこと、本部主管課においても、類似案件の教訓や専門的な分析、あるいは関係機関との連携に意を用いた的確な指導を行う必要がある。

5 関係機関との連携

(1) 通常時の連携

県警察は、これまで宮城県や仙台市を始めとする各自治体、裁判所、法務省等が構成員となって平成14年6月に設置された「婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会」に参画してきた。同協議会は、年1回定期の会議が開催され、事業状況、DV取扱状況、保護命令状況等の報告及び事例検討が行われており、基本的な認識や有事の際の連携が共有されていた。

しかしながら、更なる連携の実効性を高めるため、警察側から、例えばDV相談受理時の関係機関への情報提供の同意を取り付け、事態の進展に応じて関係機関と情報共有を行う枠組み構築の積極的な提言を行うとともに、警察として採るべき具体的な措置や相談者保護の万全を期するために期待したい事項等について、他機関の立場から意見を求め、それを踏まえた対応策の検討も必要であると認められる。

なお、本事案を契機として、県の関係部署に対し、既に協議を働き掛けており、今後、具体的対策を検討していくこととしている。

(2) 事案ごとの連携

本事案は、初期の段階で石巻市社会福祉事務所との連携によって避難措置が採られ、被害者の保護が図られた。

しかしながら、この時点で当時17歳であった被害者に関する個別の事情も覚知しており、当該情報の共有によって事後の対応に生かされたとも考えられ、こうしたことに配慮する必要もあると考えられる。

(3) 避難措置時の連携

本事案は、避難時の連携で相互間にそこはなくスムーズな避難措置が採られている。
しかしながら、加害者からの危害の危険性が切迫しているような場合は、避難施設への避難に当たり、必要な範囲での付き添い等による保護も必要であると考えられる。

(4) 避難措置解除時の連携

本事案は、初期の段階での宮城県女性相談センターへの避難措置後、被害者の申請に基づく同種の避難措置を再度講じる機会がなかった。

しかしながら、被害者の保護の万全を図るため、事件発生前夜のような状況を含めた各段階の緊急性・切迫性を常に精査に検討し、例えば執務時間外における避難措置の検討、関係機関との連絡・調整等によって安全な措置につなげる必要があると考えられる。

(5) 保護司等との連携

保護観察処分を受けた少年は、保護観察官及び保護司による指導が行われるが、通常、警察と保護司等との連携は図られていない。

「保護観察に付する」旨の処分を受けた少年については、保護観察所と警察の間に情報面での協力や連携の制度がなく、警察としては、裁判所の処分結果通知を受けるのみとなっている。

したがって、ある少年が、現在もお保護観察処分期間中であるかどうかを知り得ない状態であり、本事案を契機として、保護観察所との情報共有に関し、国の関係機関との新たな枠組みの構築の検討を関係当局に要望することとする。

第3 再発防止対策

平成22年2月12日付けで「ストーカー・DV事案に対する的確な対応」について生活安全部長通知を发出し再発防止のための対応を示すとともに、同日、全警察署の関係幹部である刑事官、生活安全課長及び刑事課長に対して、生活安全部長から口頭で再発防止の徹底を直接指示している。また、2月16日付けで「適切な被害者等の保護対策」について刑事部長通達を发出し保護対策の徹底を図っているほか、3月23日付けで「いわゆる男女間のトラブル事案への的確な対応」及び「重大事件に発展するおそれのあるストーカー事案等への的確な対応」について、改めて詳細な措置要領を示して職員への周知徹底を図っている。

今後は、各種会議、専科等の機会に、この種事案の特性を職員に十分認識させることとしている。

第4 総括

本事案は、被害者等から相談が寄せられた初期の段階から、各段階ごとに被害者等の申し立て内容を詳細に聴取し、その状況を把握の上、適宜、対処方策に関する説明を行うとともに、被害防止のための措置を具体的に説明・指導するなど、その時点として採るべき措置、必要であると考えられる基本的な措置が採られていたと認められる。また、その都度、関係幹部に報告され、幹部から具体的な指示が行われ、その経過が記録化されていた。

しかしながら、結果の重大性にかんがみ、このような悲惨な事態を未然に防止するためには、相談者の保護に向け

- 更に一步踏み込んだ説得、勧奨等相談において採り得る万全の措置
- 加害者の性格、素行、深層心理等を深く洞察して突発的に凶行に及ぶことの可能性等を予測した警戒、事件化等の措置
- 関係機関との定期・随時の密接な連携によって採り得る措置

等について、引き続き検討を行っていく必要がある。

また、DV防止法は、ストーカー規制法と比較して「被害者」に同居の親族等が含まれておらず、かつ、警察が採り得る措置にも限界があるところ、今後、制度について所要の検討が行われることを期待する。

印刷する場合はこちら

戻る

長崎県西海市における女性2名被害の殺人事件に関する
警察の対応の問題点及び再発防止策について

1 事件概要

平成23年10月29日、千葉県警察において、男女間における暴力を伴うトラブルに関し被害女性(23歳)の父親から相談を受け、傷害事件として捜査中とのこと、同年12月1-6日、同トラブルの加害者である被害者が長崎県に所在する被害女性の実家に押し掛け、被害女性の母親(当時56歳)及び祖母(当時77歳)を殺害した。

2 警察の対応の問題点

(1) 男女間トラブルの重大事件発生性に対する危機意識の不足
習志野警察署においては、被疑者から上申書を徴するとともに被害女性が御阿婆の保護下に置かれたことと危険性が低下したと考へ、その後の相談等への対応に積極性を欠いたほか、傷害事件の捜査着手後も同女性の保護措置を強化したのみで事情聴取開始時期を早めるなどの措置を講じなかつた。

(2) ストーカー規制法の運用上の問題

いわゆるストーカー規制法に基づき警告の主体は、警告の申出をした者の住所等を管轄する警察本部長等であるところ、関係県警察間においていずれの県警察が主体的に対応するのにかつて必要な協議がなされず、同法に基づき警告や事件化の検討等の対応がとられなかつた。

(3) 警察署における組織的対応の不備

習志野警察署では、被疑者をめぐり動向等について、適時・適切な署長報告がなされていなかったほか、生活安全課と刑事課との間における情報共有が不十分であるなど警察署内における連携が十分に行われていなかった。

(4) 関係県警察における連携の不備

被害者の動向に関する情報が関係県警察間において十分になされなかつたほか、本都主官課を通じることなく関係警察署の間で行われていた。

(5) 本都主官課による指揮、指導の不備

千葉県警察署においては、本都主官課による事案詳細の把握がなされていない一方、刑事部門においては、事案認知時における警察署から本都主官課への報告がなされていないなど、本都主官課による指揮、指導の機能が発揮されなかつた。

3 再発防止策

(1) 意識改革

ア この種事案の特徴の再認識
イ 人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事件であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きい。

○ 加害者の被害者に対する支配意識が非常に強く、「周囲の者が二人の仲を邪魔をしている」として親族等に危害を加える事例がある。

イ 求められる対応

○ 重大事案への発展等、被害拡大の「予防」「未然防止」の観点から、いかなる手法をとることも事案に即して最も迅速かつ適切であるかを常に意識し、組織による的確な対応を徹底。

○ 被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、被害者のみならず親族等にも危害が及ぶ可能性を説明し脱得し、脱得に応じない場合でも、必要性が認められれば加害者の逮捕等について検討。

(2) 組織による的確な対応の徹底

ア 警察署長による積極的な指揮

○ この種事案を認知した場合は、その全てについて署長に連絡、報告を受けた署長は、速やかに生活安全課長及び刑事課長その他必要な課長の補佐を受け、事案の処理方針及び処理体制を決定。

○ その際、処理方針に応じて生活安全課長又は刑事課長のいずれかを事案処理担当課長に指名するとともに、ストーカー規制法等に基づく行政措置、刑事事件化等取るべき措置に際して処理体制を確立(必要な場合にはプロジェクトチームを編成し専任体制を確立)。

イ 警察本部への報告

○ 署長は、認知した事案について、速やかに本部ストーカー事案等担当課に連絡、事案の処理担当課長に刑事課長を指名した事案については、刑事部担当課(捜査第一課又は捜査指導担当課)にも連絡。

○ また、決定した処理方針及び処理体制のほか、処理経過についても速滞なく本部報告。

ウ 警察本部による指導等

上記本部担当課は、報告を受けた処理方針及び処理体制を吟味の上、警察署に対する指導、助言を実施するほか、必要な場合には要員を応援派遣するなど処理体制の確立を支援。

エ 関係都道府県警察の連携

○ 関係場所(被害者及び被害が及ぶ可能性のある親族等並びに加害者がそれぞれ通常所在する場所)が複数の都道府県にわたる場合には、関係都道府県警察があらかじめ指定した連絡担当官を通じて緊密に連携し情報を確実に共有。

○ この場合において、ストーカー規制法に基づく行政措置を行う必要を認める場合には、関係都道府県警察が協議の上、主導的に調整を行う主要警察本部を決定。

(3) 教養の徹底

上記(1)及び(2)について、全職員への教養を実施し、対策を周知徹底。

関係県警察(千葉・長崎・三重)における対応(時系列)

月日	曜日	時刻	内容
			習志野警察署において被害届2通、供述調書3通を作成。ストーリー相違事案として本部報告(相談線作成)。
21	30頃		県名警察署において被害届による被害者の父親への暴行を認知。被害者は既に逃走。県名警察署員が検査するも未発見。
14	(水)	22:30頃	被害者の母親が、習志野警察署に「被害者が家を出た。」旨を連絡。
		23:00頃	県名警察署員が、習志野警察署に「被害者が所在不明であり現行犯逮捕はできない。」旨を連絡し、習志野警察署における捜査状況確認。
		23:00頃	習志野警察署員が、乙さんに「被害者が家を飛び出した。」旨を連絡。
		午前	習志野警察署員が甲さんの長崎市内の受診病院の診断書2通を受領。習志野市内の受診病院が休診日であったため、同病院の診断書は翌日受領。
15	(木)	16:00頃	習志野警察署が西海警察署に対し、「傷害事件を捜査中」、「簡井からのストーリー被害」を連絡。
12		20:30頃	乙さんが習志野警察署に被害者の荷物の処分を相談。習志野警察署員は被害者の父親に荷物の引き取りを依頼。その際、被害者の所在を確認したときは被害者に知られることなく連絡するよう依頼。
16	(金)	18:30頃	習志野警察署は、甲さんの供述調書等作成や診断書入手終了。
		21:00頃	家族からの110番通報により殺人事件が発生。
		14:00頃	習志野警察署が傷害事件で被害者に対する逮捕状を請求。
17	(土)	18:00頃	傷害事件の逮捕状発行。
		23:30頃	西海警察署が殺人事件で逮捕状の発行を受け被害者を通常逮捕。
19	(月)		傷害事件について、西海警察署での処理が決定。習志野警察署は引き継ぎのため、12月21日(水)から関係者の聴取等の補充捜査を実施。
1	8	(金)	習志野警察署は西海警察署に傷害事件を引き継ぎ。

関係県警察(千葉・長崎・三重)における対応(時系列)

月日	曜日	時刻	内容
28	(土)	9:40頃	乙さんが西海警察署の駐在所に甲が暴行を受けている。」等と相談。
		14:00頃	相談内容は習志野警察署に引継ぎ。
10		14:00頃	乙さんから習志野警察署に「今度自宅に行く。」等と相談。
		12:00頃	乙さんが習志野警察署に「丙等に立ち会ってほしい。」旨を連絡。
30	(日)	14:30~	甲さんを保護。被害申告の記録を記入するも対応せず。長崎県県。被害者を追及するも暴行を否認。任同後、被害者が過去の暴行事実を認め「暴力は振るわない。連絡はとらない。」旨の上申書提出。
1	(火)	14:00頃	丙さんが被害者からの入電、メールの継続事案を申告し、再度の警告を要望。習志野警察署員が被害者に架電の上、警告実施。
4	(金)	11:30頃	乙さんが習志野警察署に「マンション修理代や感られたことで話がこじれるなら、警察に届出す。」旨を相談。
6	(日)	15:00頃	乙さんが習志野警察署に「傷害事件の被害届を出しに行く予定」旨を連絡。
11		9:00頃	西海警察署員が乙さんに電話した際、乙さんが「被害届を出しに習志野警察署に行く。」、「甲の知人多数に脅迫メールを送っているようだ。」旨を相談。
21	(月)	12:00頃	習志野警察署員が乙さんに電話した際、乙さんが脅迫メールや電話をしてきて困っている。」旨を相談。
		12:00頃	乙さんが県名警察署に「甲の知人100人や丙に脅迫メールを送りつけている。」旨を相談。乙さんが習志野警察署に「甲の知人100人や丙に脅迫メールを送りつけている。」旨を相談。乙さんが習志野警察署に「甲の知人100人や丙に脅迫メールを送りつけている。」旨を相談。乙さんが習志野警察署に「甲の知人100人や丙に脅迫メールを送りつけている。」旨を相談。
2	(金)	15:50頃	甲さんが習志野警察署に「来週にでも被害届を出しに行きたい。」旨を連絡。
6	(火)	12:00頃	甲さん、乙さんが習志野警察署に来週被害届を出すも刑事課で対応ができず、習志野警察署では、後刻の架電、日経調整を申し出。
		18:00頃	習志野警察署は、傷害罪を数件立件して逮捕する方針を立てた上、乙さんに架電し、12月12日からの聴取を連絡。
7	(水)	23:00頃	甲さんの上司が千葉西海警察署の交番に「被害者から脅迫メールが送られる。」旨を相談。同交番は同交番の上司等へ連絡。(12/9 習志野警察署に相談内容を参考連絡。)
		1:34	乙さんが習志野警察署に「支那前に被害者がいる。」旨を連絡。
		14:40頃	習志野警察署員が被害者、被害者未発見。被害者と特定できず。
9	(金)	15:00頃	乙さんが習志野警察署に「被害者の両親がマンションに来ている。」旨を連絡。
		17:00頃	習志野警察署員がマンション前で被害者を発見するも逃走。被害者の母親を通じて出頭要求し、被害者が習志野警察署に出頭。被害者の取調べを実施するも、徘徊理由については「荷物が部屋にある。」等と説明。甲さんに対する暴行についても否認。この時点での傷害事件での逮捕は困難と判断。
12	(月)	9:30~	被害者に対し、口頭警告を実施した上、被害者を被害者の両親へ引き渡し。
		15:00頃	習志野警察署では幹部会議で、この日からの事情聴取開始を署長に報告。
		9:30~	習志野警察署刑務課において事情聴取を開始。
		15:00頃	習志野警察署員が甲さんの聴取、実況見分等を実施。
13	(火)	15:00頃	被害者の母親が習志野警察署に「被害者が家を出た。」旨を連絡。
		15:00頃	習志野警察署員が事情聴取中の甲さんに「自害には帰らないこと。」等と伝え、乙さんには甲さんの聴取後津田宏毅まで来る際に、「被害者が家を出た。」旨を伝え注意喚起。
			乙さんがマンション付近を徘徊する不審者について申し立てしたが、不審者未発見。